

長野市長選挙ポスター掲示場
製作・設置・保守管理・撤去仕様書

製作仕様

1 材質等

選挙期間中ポスターを掲示するため十分な耐久性を有するもので、押しピン・貼付用テープ等で固定しやすく、取れにくいもので次のいずれかを使用する。

① 再生パルプ耐水ボード 高さ91cm×幅227cm、厚さ3.5mm以上

② 「①」と同等以上の性能を有し環境に配慮したもの

※②の掲示板を使用しようとする場合は、着工前までに耐水性・耐熱性等や過去の選挙ポスター掲示板としての使用実績を示す資料及び製品見本を選挙管理委員会に提出すること。

2 裏面周囲

裏面周囲に、3.0cm以上角材（古材可）の骨入れ、又は四方にアルミの枠をはめる。角材の場合は45.0cm間隔に、1.9cmスクリュー釘打ち。ホチキスとめ禁止

3 区画数等

ポスター掲示場の区画は2段 8 区画とし、選挙名等の表示欄を設けること。区画線は幅1.0cm、区画番号は10.0cm角の算用数字で、黒色の油性塗料を使用すること。

※ 区画数は変更となる場合があるので、その場合は、変更が判明し次第、選挙管理委員会と協議の上、対応すること。

4 文字

選挙名等の表示欄に記入する文字・字体については別途指示するが、黒色の油性塗料を使用すること。

5 その他

製作は、発注枚数のほか予備を作成し、事故等の場合は、ただちに補完できるようにすること。

設置仕様

1 設置期間

掲示場の設置開始は9月22日からとし、10月3日までに設置完了すること。完了後は、直ちに設置完了報告書（全設置場所の写真添付）を選挙管理委員会へ提出のこと。

なお、国会の情勢等により、設置期間等が変更になる場合があるので、その際は選挙管理委員会が別途指示を行う。

2 設置箇所

ポスター掲示場の設置は 608 箇所とする。

設置箇所は選挙管理委員会が承諾を得て借用した場所である。設置の際は、既存の建造物等に汚損・破損のないよう注意し、設置場所台帳の指示に従い、地形等に則し掲示場本来の目的を損なわないようにすること。

3 方法

上下各 4 箇所針金（12番）止め、又は、引掛金具 3 個程度（ブロック塀等）、もしくは野立看板式の角材足打込みとする。いずれの方法においても、強風雨等に十分耐え得る堅固なものとする。

野立看板式の場合、4.5cm角材（古材可）足打込みで、最低地上高（掲示板下端から地上部までの高さ）80cmとし、風雨等により倒損壊のないよう注意すること。引掛金具（ブロック塀等）の場合も、最低地上高80cmとし強度に注意すること。

4 その他

- (1) 設置の際は、可能な限り所有者・占有者・管理者等に設置の旨を告げることとし、その方法は選挙管理委員会の指示による。
- (2) 埋設物や工作物、植込等を損傷した場合は直ちに修復すること。
- (3) 木の枝等により、掲示場が隠れてしまう場合には、選挙管理委員会と協議し、対応すること。
- (4) 設置後に、ゴミ・針金等を残さないように注意すること。
- (5) 設置は、全て請負事業者が行うこと。

保守管理仕様

1 保守管理

設置後から投票日までの期間は、適正な管理につとめ、ポスター掲示場が倒壊、損傷、汚損したり、掲示板にたわみやひび割れ等が生じるなど異状が発生した場合は、遅滞なく請負事業者において原形に復すること。

なお、ポスター掲示場の設置後において、掲示場の移動が必要な場合は、選挙管理委員会の指示する場所に速やかに移動すること。

※ 告示日以降に掲示場を修復する場合は、別途選挙管理委員会と協議すること。

撤去仕様

1 撤去期間

掲示場の撤去開始は投票日の翌日とし、遅くとも選挙日後10日までに完了させること。撤去完了後は、直ちに撤去完了報告書（全設置場所の撤去後の写真添付）を選挙管理委員会へ提出のこと。

2 資材再利用

撤去回収した掲示板をはじめとする資材は、再利用につとめること。

3 その他

- (1) 撤去の際は、可能な限り所有者・占有者・管理者等に撤去の旨を告げることとし、その方法は選挙管理委員会の指示による。
- (2) 埋設物や工作物、植込等を損傷した場合は直ちに修復すること。
- (3) 撤去後に、ゴミ・針金等を残さないように注意すること。
- (4) 撤去は、全て請負事業者が行うこと。
- (5) 撤去に伴い工事廃棄物が発生した場合には、請負事業者において適正に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のAとEの写しを選挙管理委員会へ提出すること。

特記事項

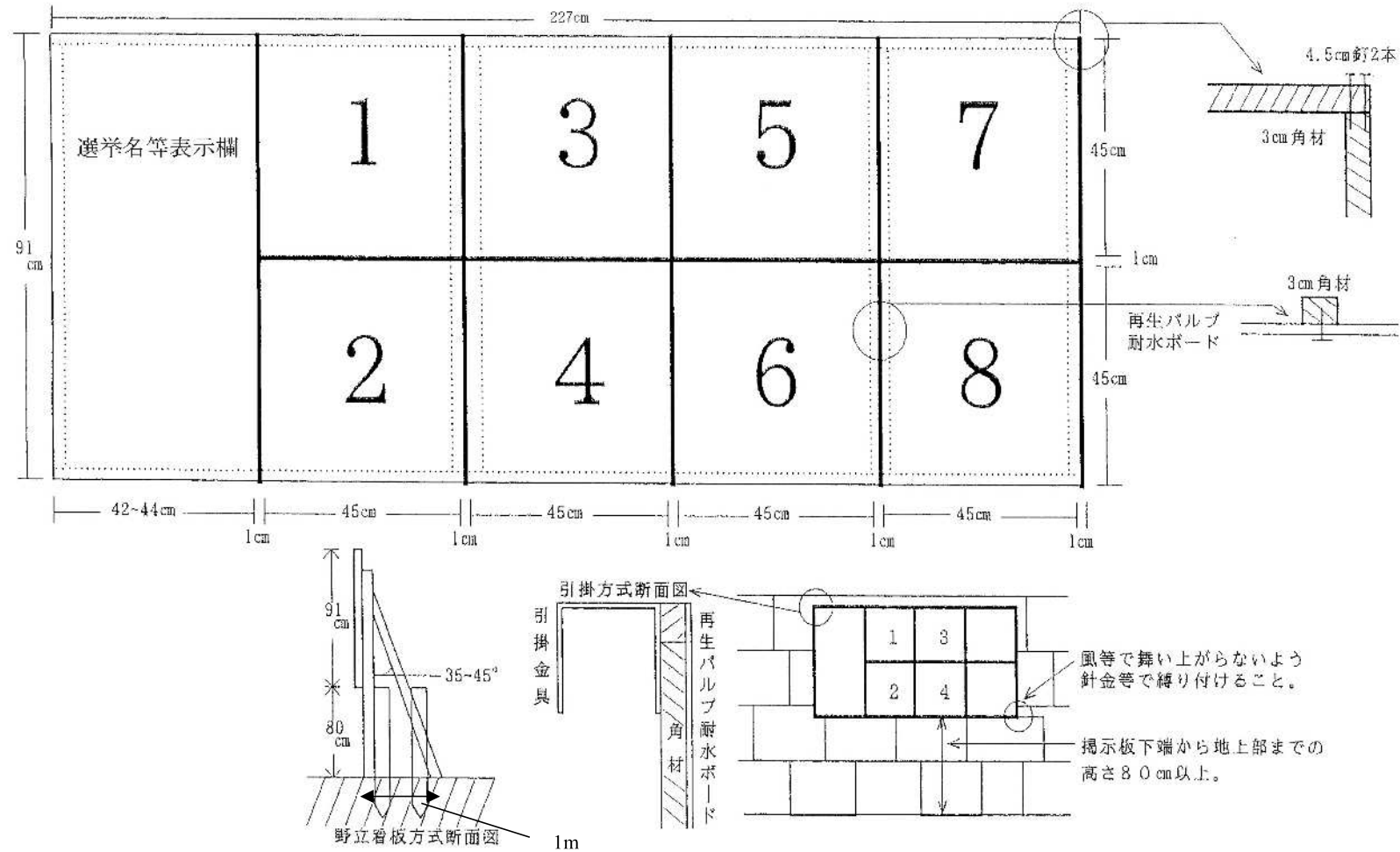
- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

● 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

ポスター掲示場仕様図

長野市長選挙



設置箇所数

■ 長野市長選挙（８区画）

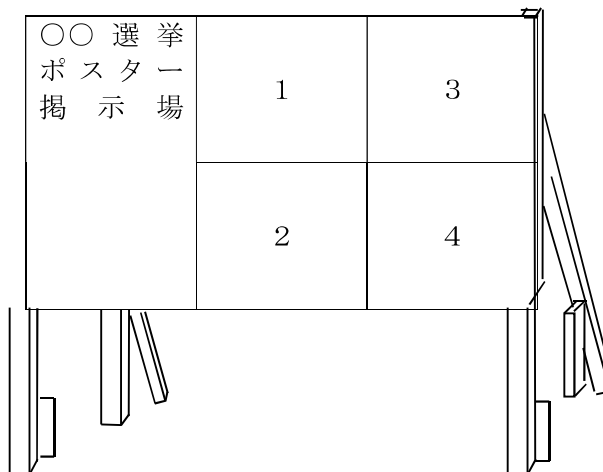
1	設置場所	6 0 8 箇所
2	設置方式	
	A 野立て（脚・支え必要）	2 4 9 箇所
	（脚のみ）	1 6 箇所
	B 脚付き（引っ掛け型）	3 0 箇所
	（縛り付け型）	1 6 3 箇所
	C 脚無し（引っ掛け型）	3 0 箇所
	（縛り付け型）	1 2 0 箇所
	計	6 0 8 箇所

設置方式 (区画数は8です)

A 野立て

1 (脚・支え必要)

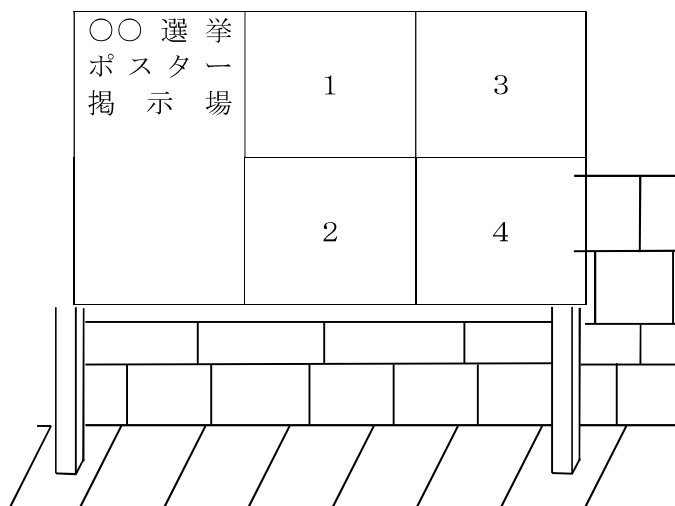
2 (脚のみ)



B 脚付き

1 (ブロック等引掛け型)

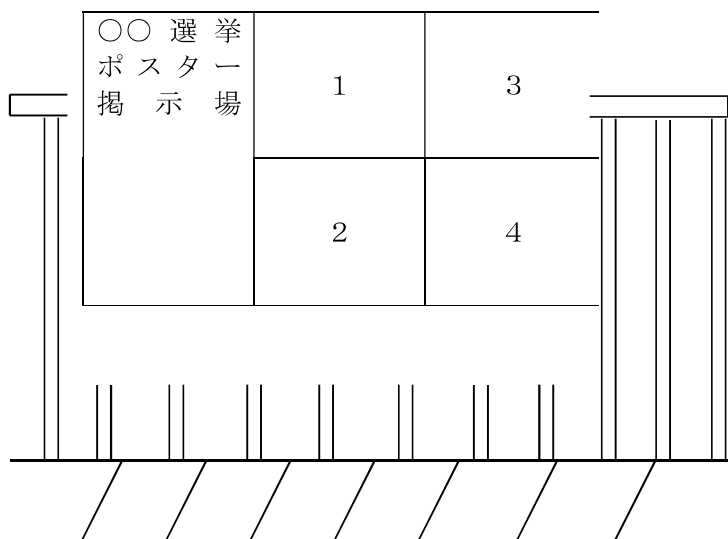
2 (フェンス等縛り付け型)



C 脚なし

1 (ブロック等引掛け型)

2 (フェンス等縛り付け型)



ポスター掲示場「選挙名等表示欄」

長野市長選挙

ポスター掲示場

10 月 26 日

(日)

投 票 日

注 意

1. ポスターは、指定された番号の区画に貼ってください。
2. この掲示場は、長野市長選挙候補者以外の方は使用できません。
3. 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたりすると罰せられます。

長野市選挙管理委員会

No. (一)

※ ■ 部分は赤字

それ以外は黒色